

児童手当のご案内

※ 出生・転入の場合、誕生日・前市の転出予定日の翌日から15日以内に本庁にて手続きが必要です。(開庁日は出生・転入届出後、すぐに手続きができます。)

児童手当の支給を受けた者は、これを家庭等における生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資するよう用いなければなりません。

◆ 支給対象となる児童

日本国内に居住する(留学は対象に含む)15歳の誕生日後の最初の3月31日まで(中学校修了前)の児童

※住民登録はあるが、実際の居住地が海外にある場合は対象外

◆ 受給資格のある人

豊中市に住民登録をし、中学校修了前までの児童を監護し、生計を同じくする父母等。(原則、生計中心者)

◆ 手当の支給日

6月10日	2～5月分
10月10日	6～9月分
2月10日	10～1月分

支給日が土・日・祝日の場合は直前の金融機関が営業している日

◆ 所得制限額表

税申告 扶養人数	児童手当		特例給付	
	総収入	所得	総収入	所得
	(給与の支払金額)	(児童手当法による)	(給与の支払金額)	(児童手当法による)
0人	約 8,333,000円	6,220,000円	約10,710,000円	8,580,000円
1人	約 8,756,000円	6,600,000円	約11,240,000円	8,960,000円
2人	約 9,178,000円	6,980,000円	約11,620,000円	9,340,000円
3人	約 9,600,000円	7,360,000円	約12,000,000円	9,720,000円
4人	約10,020,000円	7,740,000円	約12,380,000円	10,100,000円
5人	約10,400,000円	8,120,000円	約12,760,000円	10,480,000円

◆ 手当の額 (児童手当所得制限内の場合)

0歳～3歳未満(一律)	15,000円
3歳～小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳～小学校修了前(第3子以降 ^{*1})	15,000円
小学校修了後～中学校修了前(一律)	10,000円

*1 第3子以降とは、高校修了まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3子目以降をいいます。

◆ 特例給付の額 (特例給付所得制限内の場合)

0歳～中学校修了前(一律)	5,000円
---------------	--------

特例給付の所得制限を超える場合、資格が消滅します。所得が制限内になった場合は再度認定請求を行ってください。

- 児童手当は、6月が更新月であり、毎年6月～翌年5月までを1年度として認定しています。所得の対象は前年1月～12月分までです。扶養人数は前年の12月末現在の税申告扶養人数です。
- 同一生計配偶者については扶養人数に含まれますが、配偶者特別控除該当者については扶養人数に含まれません。
- 税申告扶養人数が6人以上の場合は1人増すごとに5人の所得額に38万円が加算されます。老人扶養がいる場合はさらに1人につき6万円が加算されます。

- 給与収入の場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が所得にあたりますが、給与以外に所得があればその分も合算されます。なお、土地・家屋等の譲渡所得がある場合は「特別控除後」で算定します。
- 給与所得又は公的年金等所得を有する場合は10万円(給与所得及び公的年金等所得の合計額が10万円に満たない場合は、その額)を控除して計算します。
- 所得制限については手当を請求する人(生計中心者)の所得のみが対象となります。父母両方に所得がある場合でも合算にはなりません。
- 本人所得から控除できる項目及び金額 一律8万円、(本人該当)雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除→該当額
寡婦・勤労学生控除・障害者控除→27万円、ひとり親控除→35万円、特別障害者控除→40万円

【ご注意ください】

- 各種届出(裏面参照)は、本庁舎(第一庁舎総合窓口または第二庁舎3階307)にて手続きが可能です。
- 各手続きは郵送も可能です。郵送でご提出の場合、受付日は子育て給付課に到着した日となります。
- 必要書類の一部はホームページに掲載しております。(右記QRコードからアクセス可)

【問合せ先】〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市役所 第二庁舎 3階
こども未来部 子育て給付課 ☎06-6858-2269



裏面につづく

◆ 認定請求手続き

出生や転入等により、児童手当を受けるには、請求し認定されないと支給できません。

請求をした月の翌月分から支給になります。ただし、月末の出生や転入等の場合、誕生日・前住所地の転出予定日等の翌日から15日以内に請求すれば、該当日の属する月の翌月分から支給となります。

認定請求が遅れると、支給開始月が遅れ、手当を受給できない期間が発生しますので、請求に必要な書類が揃わない場合は、「請求書」のみを先に提出いただき、後日その他必要書類をご提出ください。

*公務員の人は、直接勤務先（独立行政法人等を除く）に認定請求してください。

請求に必要なもの

【児童手当・特例給付認定請求書】出生・転入等により新たに豊中市で児童手当を請求する人

- 請求者名義の振込先口座のわかるもの
- 請求者及び配偶者の個人番号がわかるもの（個人番号カードなど）
（請求者と児童が別居している時）
- 児童の個人番号がわかるもの（個人番号カードなど）

【額改定請求書】すでに手当を受けている人が、第二子以降の出生等で養育している児童が増えた時
（請求者と児童が別居している時）

- 児童の個人番号がわかるもの（個人番号カードなど）

*個人番号を用いた情報照会を行うことで、健康保険証、所得証明書、住民票などの添付を省略することができます。個人番号による照会ができなかった場合などで、別途健康保険証のコピー等のご提出をお願いする場合があります。

*受給資格確認のため、この他に書類の提出をお願いする場合があります。

*請求者や配偶者が海外から転入した場合はパスポートのコピーが必要になります。詳しくはお問い合わせください。

※ 認定請求が必要な事例

- | | | |
|---------------------|--------------|----------------------------|
| ● 児童が出生した | → 誕生日 | ● 生計中心者が変わった（婚姻・離婚・拘禁等） |
| ● 受給者が転入した | → 前住所地の転出予定日 | ● 現受給者のみが海外へ転出した |
| ● 受給者が公務員でなくなった | → 公務員でなくなった日 | ● 父母が海外転出し、父母指定者が国内で養育し始めた |
| ● 生計中心者が帰国した | → 転入日 | ● 児童を引き取り、養育し始めた |
| ● 児童が施設等を退所し、養育し始めた | → 退所日 | ● DV等により、受給者と別生計で養育し始めた |

◆ 消滅届・額改定届

手当を受けている人が、転出等により当市での児童手当の受給資格を満たさなくなった場合、消滅届の提出が必要です。また、何らかの事情で養育している児童が減った場合、額改定届の提出が必要です。

※ 消滅届・額改定届が必要な事例

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| ● 受給者が豊中市から転出した | ● 受給者が生計中心者ではなくなった |
| ● 受給者又は児童が国内に住所を有しなくなった | ● 受給者が父母指定者ではなくなった（父母の帰国等） |
| ● 受給者又は児童が死亡した | ● 児童と同居しなくなった |
| ● 児童を養育しなくなった | ● 受給者が公務員になった |
| ● 児童が施設等に入所した | |

◆ 現況届

令和4年6月より原則提出不要になりました。一部提出が必要な方（児童と別居している方、離婚協議中で同居の父母が手当を受給している方、海外から転入された方など）へは6月初旬に郵送します。届出がないと受給資格があっても、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください

◆ 加入年金変更の届出

3歳未満の児童を養育している児童手当の受給者の方については、加入している年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）に届出が必要です。

◆ 複数の者が児童を養育する場合、同居者が優先的に手当を受給できます

離婚協議中で別居し、父母等が生計を別にしてしている場合は、同居者に手当が支給されます。

（離婚協議中であることを証明する書類の添付が必要です。詳しくはお問い合わせください。）

ただし、単身赴任の場合等は除きます。